

国立大学の機能拡張による 経営裁量拡大に向けた財源確保策

国立大学法人の債券発行等による資金調達制度（現状）

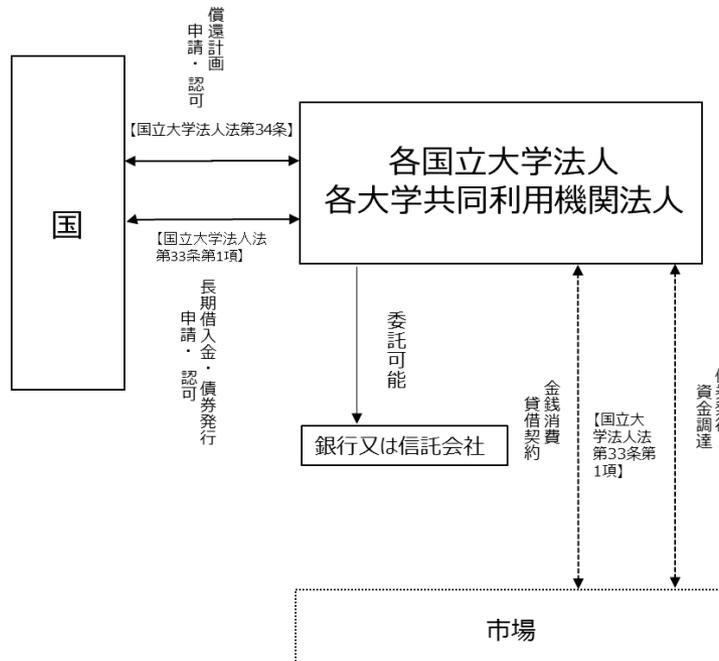
■ 法人化時点

- **附属病院整備事業**及び**大学等移転事業**を対象とした長期借入金の借入及び債券の発行が可能

国立大学を取り巻く状況変化
～自主的な教育研究環境整備の充実～

■ 平成17年12月 法人法施行令改正

- 学生の寄宿舍、産学連携施設、動物病院等が対象として追加



(長期借入金・債券発行の対象事業)

次に掲げる土地の取得等（※）に必要な費用に充てるために、長期借入、債券発行をすることができる(国立大学法人法施行令第8条)

- 1 **附属病院**
- 2 **施設の移転**（キャンパス移転等）
- 3 その土地等を用いて行われる業務の収入で償還することができる見込みがあること
 - A **学生の寄宿舍、職員の宿舍等**
 - I **産学連携施設**
 - U **動物病院**

H17追加

(※) 土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置

国立大学を取り巻く状況変化
～国立大学に期待される**機能の拡張**～

国立大学法人の債券発行が可能な事業の要件緩和（背景）

国立大学を取り巻く状況変化 ～国立大学に期待される機能の拡張～

- デジタル革命の進展により、「知」による価値の創出が社会の発展に必須となる知識集約型社会において、国立大学が持つ最先端の「知」のインフラを最大限活用し、**社会変革の原動力**とすることが必要

第1回国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議における五神委員提出資料

大学が発行する長期債

- この期待に応えるべく国立大学の機能を拡張し、真の経営体へと転換する大前提として、**大学が経営的な裁量を発揮できる環境**が不可欠

- 諸外国においても、国際競争下にある世界トップレベルの大学が、**長期の債券発行を通じ、大規模な資金を調達**

 イギリスの事例	オックスフォード大学 100年債	ケンブリッジ大学 60年債
	<ul style="list-style-type: none">・ 2017年発行・ 年利2.544%・ 7億5000万ポンド調達(約1000億円) ※当初2億5000万から増額・ 資金使途: General Corporate Purpose (「長期戦略プロジェクトとアカデミック・ミッションに使う」 ※卒業生向け雑誌より)・ 投資家向けに大学の収益や資産に加え、社会的価値や知財などの無形資産をアピール →投資家から極めて人気が高い	<ul style="list-style-type: none">・ 2018年発行・ 年利2.35% または消費者物価指数に 0.25-3.25%・ 6億ポンド調達 (約840億円)
		カーディフ大学 40年債
	<ul style="list-style-type: none">・ 2016年発行・ 年利3%・ 3億ポンド調達 (約450億円)	

⇒大学債の発行による大学独自の大規模資金調達

オックスフォードの100年債、ケンブリッジの60年債なども参考に長期債等を発行投資案件の立案、管理運用体制を検討中

※大学債発行には政令等改正(返済財源の多様化＝単体では償還財源が見込めない事業にも支出可能に、対象事業の拡大、償還期間の弾力化)が必要。

最近の国内公共関係債利回り例

政策投資銀行(政府保証なし・30年):0.462%

高速道路機構(政府保証なし・40年):0.882%

国債(40年):0.426～0.502%

国立大学法人の債券発行等が可能な事業の要件緩和（提案）

～国立大学が機能を拡張し、真の経営体となるべく経営裁量の拡大へ～

- 知識集約型社会へのパラダイムシフトが起きている中、日本が世界をリードできるか否か、我が国の**長期的趨勢を決定づける転換期である今こそ**、社会変革の原動力である国立大学の**経営裁量の自由度を高め、機能を拡張する手段の一つ**として、『国立大学法人の長期借入・債券発行に係る要件緩和』を早急に行うことが必要ではないか？【**緊急性・必要性**】
- 附属病院や寄宿舎整備など、**直接的な収入が確実に見込める事業**に加えて、国立大学における**世界最高水準の教育研究機能を飛躍的に向上させるために必要な土地等の取得**についても、限界ある国による財政支援頼みでは、国際競争が激化する中、時機を逸してしまうことが危惧されることから、長期借入・債券発行の対象事業として広げてはどうか？【**発行対象事業**】
- 上記の対象となる施設・設備からの**直接的な収入**に加えて、**大学全体の余裕金（寄附金など）**も償還財源として含めてはどうか？【**償還財源**】
- なお、外的要因にも依存する償還財源となることを踏まえ、**世界最高水準の教育研究活動の展開等が相当程度見込まれ、外部資金を確実に獲得・運用できる財政基盤や体制を持つ「指定国立大学法人」**を中心にまずは要件緩和を行い、制度の活用状況を踏まえた上で、全ての大学に広げることを検討してはどうか？【**指定国特例**】

国立大学法人法

（指定国立大学法人の指定）

第三十四条の四 文部科学大臣は、国立大学法人のうち、当該国立大学法人に係る教育研究上の実績、管理運営体制及び財政基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、その申請により、指定国立大学法人として指定することができる。

- 公共財としての国立大学法人のデフォルト防止への対応として、償還計画の認可に当たり、その**計画の実行可能性について、専門的見地を持つ第三者の有識者による確認を経る**こととしてはどうか？【**デフォルトリスク対応**】

「今」が大学債発行のチャンス

✓ 大学: 「経営体」となる準備が整った

- 知識集約化へのパラダイムシフトを捉え、
大学を起点に経済好循環を駆動する仕掛けの具現化(先述)
- 経営資源(資金、人材、知、施設等)を俯瞰的に把握し、
より良い未来社会創りに向け結集する体制、組織の確立
- 資金調達者、運用者としての信用の確立(格付け取得(AA+)、PRI署名等)



✓ 資本市場: ESG投資の主流化と投資機会のギャップ

- 環境や社会への影響への関心が高まり、ESG市場は急拡大
日本でも2年間で70億ドル⇒4740億ドルに拡大(2014-16)
- 他方で、投資機会は十分に提供されていない



✓ 日本の国際的優位性

- 政治経済情勢の安定、国内の余剰資金の存在などから、
海外の投資家から見ても(安定性という意味で)魅力的な投資先

この機を逃さず、速やかに大規模な資金調達を行うべき

大学債発行のための政令改正の提案

…しかし、今の政令のままではこの好機を逃してしまう！

現状

取得した土地や設置した施設・設備を活用し、プロジェクトファイナンス的に直接的に「上がり」で償還できる見込みがあるものにはしか大学債が発行できない。

国立大学法人法施行令第8条第1項

法第三十三条第一項の政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置（以下「土地の取得等」という。）は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 次に掲げる土地の取得等であって、当該土地、施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入をもって当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券（…）を償還することができる見込みがあるもの

滞留資金を
意味ある投資へ

改正後

大学全体の収入で償還できる見込みのある土地や施設・設備に関して、大学債を発行可能とすべき

次のステップ
として

固定資産に紐づかない、大学の様々な活動を対象に